

～節税効果の大きい納税猶予制度～

# オーナー株の相続税・贈与税軽減

この度は本セミナー案内をご覧いただきありがとうございます。

私ども「ガルベラ・パートナーズ・グループ」は、税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士など各種専門家がワンストップで経営上の問題を解決しております。

昨今の厳しい経済環境のなか、中小企業の存続に寄与、地域経済の活力維持や雇用維持の観点から、円滑な事業承継を進めることが急務となっています。

平成20年に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行され、平成21年度税制改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度も創設されました。

しかし、この制度の適用を受けるには手続きが複雑であり、慎重な判断が求められます。本セミナーでは、制度の概要・制度の受け方についてわかりやすく解説いたします。御社の事業承継対策に活用していただけます。

## ■ セミナーカリキュラム

## ■ セミナー日時・場所・費用

## 特典

- ① 中小企業経営承継円滑化法とは
- ② 相続税の納税猶予制度について
- ③ 贈与税の納税猶予制度について
- ④ モデルケース
- ⑤ 遺留分に関する民法特例

### ◆ 日時

平成24年2月14日(火)

10:00～11:30

### ◆ 場所

投資育成セミナールーム

### ◆ 費用

無料

### ■ 特典

セミナーへ参加して下さった方は、  
初回30分無料相談がございます。



## ■ 講師 税理士法人ガルベラ・パートナーズ 大阪事務所所長 税理士 相原進矢

### 【職務経歴】

税理士事務所、大手公認会計士事務所での勤務を経て、様々な業務を手掛ける。  
税理士事務所では所得税に強い事務所であったため、通常の税務顧問業務を行う傍ら、圧倒的な数の所得税の確定申告をこなす。

公認会計士事務所では「公益法人等」「株価評価」「資金繰り・資金調達支援」「相続税対策」「財務コンサルティング」「ファイナンシャル・プランニング」などの業務を幅広くこなす。  
また、公認会計士が行う監査業務も経験し「財務コンサルティング」に一層磨きをかけてきた。

FAX : 06-6459-1703 (番号違いにご注意ください)

当該参加申込の情報は本フォーラム講師機関と共有利用いたしますが、フォーラムのご案内以外の目的で利用することはありません。

『オーナー株の相続税・贈与税軽減』(2/14) 申込書(三筆行)～後日受付書をFAXいたします。～

会社名	TCL
所在地	FAX
部署役職	フリガナ 受講者氏名 (E-mail)

☆お問合わせは、大阪中小企業投資育成株式会社 担当/森下 TEL:06-6459-1700  
〒530-6128 大阪市北区中之島3-3-23 (中之島ダイビル28階)